

ST03-Ver2.0

PKS 認証制度:要求事項 (第三者審査機関)

第三者規格検討委員会承認

PKS 認証制度:要求事項 (第三者審査機関)

発行日：2022年3月1日

一般社団法人農産資源認証協議会起案

関連規格基準

PKS 認証制度：基本文書 P01

PKS 認証制度:要求事項 (申請組織) ST01

PKS デューデリジェンスシステム要求事項 ST02

PKS 認証制度:要求事項ガイドライン G01

目次

1. 資格.....	3
1.1 第三者審査機関の資格.....	3
1.2 審査員の資格.....	3
2. マネジメントシステム.....	4
3. サンプルング数.....	5
4. 評価.....	5
4.1 審査の種類.....	5
4.2 現地審査の範囲.....	6
4.3 認証書の発行.....	6
4.4 認証の更新、取り消し.....	6
4.5 代替審査.....	7
4.5.1 代替審査の実施条件.....	7
4.5.2 手順.....	7
4.5.3 記録.....	8
4.6 審査の中止.....	8

1. 資格

1.1 第三者審査機関の資格

当該規格の審査を実施する第三者審査機関は、以下の基準を満たさなければならない。

- 1) ISO/IEC17065:2012「適合性評価－製品、プロセス及びサービスの認証を行う機関に関する要求事項」の要求事項を満たし、一般社団法人農産資源認証協議会が定める IAF（国際認定フォーラム）メンバーの認定機関により認定された認証機関であること。
- 2) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十八年六月三日公布（平成二十八年法律第五十九号）改正）に基づく木質バイオマス燃料の認定を3年以上行っているか、同等の経験を有すること

前項 1)の認定機関が一般社団法人農産資源認証協議会により定められるまでの期間は「一般社団法人農産資源認証協議会」に認定されている認証機関とする。前項 1)の基準を満たした認証機関が認定された時、本項の要求事項は失効する。

一般社団法人農産資源認証協議会は、前項 1) の認定機関を本規格発効の日から2年以内に定めなければならない。

1.2 審査員の資格

当該規格の審査を実施する審査員は、以下の資格および業務経験を有していなければならない。

- 1) 現地踏査を必要とする5回以上の「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（FIT法）」に基づく木質バイオマス認定審査の経験を有する者

以下の者は、有資格者である審査員の下で、3回以上の当該審査のトレーニング（オブザーバー参加）を行うことで、審査員資格を得ることができる。

- 1) ISO9000の品質マネジメントシステム審査員となるための研修を終了

ST03-Ver2.0

- し、審査機関に審査員として登録されている者
- 2) ISO14001 の環境マネジメントシステム審査員となるための研修を終了し、審査機関に審査員として登録されている者
- 3) 森林認証（COC 又は FM）の審査員
- 4) 技術士（森林部門）
- 5) 森林関連の博士課程を修了した者

すべての審査員は1年に1回以上、当該規格に関連する法規および制度、ISO19011 に基づく審査手法、第三者審査機関で定めた認証手順などについて教育を受けなければならない。

審査は単独の審査員で行われることも、複数人で構成される審査チームで行われる場合もある。審査チームで構成される場合でも、すべての審査員が審査員資格を有していなければならない。

当該規格の GHG 排出量の検証を行う審査員は、以下のいずれかの資格および業務経験を有していなければならない。

- 1) 東京都又は埼玉県の特定期温室効果ガス排出量検証員として、3件以上の検証実績を有するもの
- 2) 5件以上のタイプIII環境ラベルの審査経験を有する者
- 3) 3件以上の LCA のコンサルテーション業務又はクリティカルレビューの経験を有する者
- 4) 研究者として3年以上の経験があり、LCA または GHG 排出に関する図書を出版した実績又は学術論文の執筆経験を有する者

すべての審査員は第三者審査機関の然るべき責任者によって評価され、正式に承認されなければならない。

2. マネジメントシステム

第三者審査機関は、「PKS 認証制度:要求事項（申請組織）」の審査に際し、申請書の受付から審査、評価、認証書の発行、申請組織の管理、文書管理、記録管理、苦情の処理に至る、マネジメントシステムを ISO/IEC17065:2012

「適合性評価－製品、プロセス及びサービスの認証を行う機関に関する要求事項」に準じて構築しなければならない。

3. サンプルング数

第三者審査機関は、審査に際し下記表で算出されたサンプルング数以上の適合性の確認を行わなければならない。

第三者審査機関は、サンプルングを行う際に、母集団を代表している構成から偏りが無いよう選定しなければならない。決定したサンプルの規模が、認証に確信が持てる水準であることに責任を負わなければならない。

サンプルング対象	サンプルング数 (n)
サイト	n (初回審査) $\geq \sqrt{\text{申請された搾油業者の数}}$ n (定期審査) $\geq 80\% \times \sqrt{\text{申請された搾油業者の数}}$
トレーサビリティに関する記録	初回審査はフォーマット等の確認 n (定期審査) $\geq \text{取引量} \times 10\%$
供給連鎖に関する記録	n (初回審査) = 全数 n (定期審査) = 全数
その他の記録	n (初回審査) $\geq \text{全記録数} \times 50\%$ n (定期審査) $\geq \text{年間全記録数} \times 25\%$

4. 評価

4.1 審査の種類

第三者審査機関は、以下の審査を実施しなければならない。

- 1) 初回審査：申請組織が、第三者審査機関の認証が行われる前に初めて受ける審査
- 2) 定期審査：第三者審査機関の初回審査が行われた後、少なくとも一年ごとに行われる定期的な審査
- 3) 更新審査：第三者審査機関の初回審査、又は更新審査が行われた後3年後に行われる審査
- 4) 変更審査：申請組織が認証範囲の変更申請を行った際に、変更箇所の適合性を評価する審査
- 5) 復帰審査：申請組織の休止を解除するための審査

4.2. 現地審査の範囲

第三者審査機関は搾油工場を含む PKS の加工を有する工程について現地訪問を行い、規格基準への適合性を確認しなければならない。

4.3. 認証書の発行

第三者審査機関は 3 年間有効な認証書を発行しなければならない。認証書には少なくとも下記が記載されていなければならない。

- 1) 申請組織名
- 2) 申請組織所在地
- 3) 認証日および認証期限
- 4) 適合性規格名
- 5) 認証範囲
- 6) 認証番号
- 7) 第三者審査機関名
- 8) 第三者審査機関所在地
- 9) 認定機関のシンボルマーク

必要な場合、第三者審査機関は、代替審査による例外的な認証書の発行に関する手順を定めなければならない。

4.4. 認証の更新、取り消し

第三者審査機関は、あらゆる審査において、申請組織に対し要求事項および申請組織が構築した運用手順と適合しない状況を確認した場合、申請組織に以下の不適合を発行する。

重大な不適合：要求事項又は運用手順に対して大きな逸脱があり、合法および持続可能な PKS の取引に大きな疑義が生じている状況

軽微な不適合：一部の要求事項又は運用手順への逸脱があるが、合法および持続可能な PKS の取引には影響を与えない状況

第三者審査機関は、重要な不適合を発見した場合、申請組織に 90 日以内に解決することを伝えなければならない。申請組織が重大な不適合を期間内に解決できない場合、第三者審査機関は以下の処置を取らなければならない。

初回審査：申請組織に認証取得の意思がある場合、是正完了後に再審査を行う。

定期審査・更新審査：認証を一時停止とする。その後さらに、審査機関と申請組織の間で取り決めた期間内（最大 6 カ月）に解決しない場合は認証取消とする。申請組織に認証取得の意思がある場合、是正完了後に「復帰の審査」を行う。

4.5. 代替審査

4.5.1. 代替審査の実施条件

第三者審査機関は、以下の理由で申請組織の審査が現地で実施できない場合、現地審査に代わる代替審査手順を構築し、実施しなければならない。

- 1) 現地訪問先の安全の確保が困難であると、公的機関等の情報等から客観的に判断される場合
- 2) 現地訪問先の衛生的な危害が回避できないと、公的機関等の情報等から客観的に判断される場合
- 3) 現地訪問先へのアクセスに支障が生じ、訪問計画に目途が立たない場合
- 4) 行政機関、認定機関および一般社団法人農産資源認証協議会から、代替審査の要請がある場合
- 5) その他、代替審査を行うことに客観的に合理性があると認証機関が判断した場合

4.5.2. 手順

第三者審査機関は、「認証審査／認定審査を目的とした情報通信技術

(ICT) の利用に関する IAF 基準文書 Issue 2」(IAF MD 4:2018)へ適合し、「認定機関、適合性評価機関及び認証された組織に影響を及ぼす非常事態又は特殊な状況の管理に関する IAF 参考文書 Issue 1」(IAF ID3:2011)を参考とした、代替審査手順を構築しなければならない。

4.5.3. 記録

第三者審査機関は、代替審査を採用した場合、下記を含む関連する審査記録を記録の管理手順に従い保持しなければならない。

- 1) 代替審査に至った経緯
- 2) 採用した代替審査手法
- 3) 申請組織への事前同意、協力依頼及び指示事項
- 4) 必要な場合、代替審査の課題

4.6. 審査の中止

第三者審査機関は、認証範囲において以下事項が確認された場合、審査を中止しなければならない。

- 1) 許容できない供給源を由来とした PKS の取引
- 2) 虚偽の報告、記録又は文書の提出
- 3) 反社会的な製品の製造又は取引
- 4) 「児童労働に関する ILO 条約-就業の最低年齢に関する条約 (第 138 号条約、1973 年) に反する状況
- 5) 審査業務への妨害行為

以下余白